

# 「子育てに配慮した住宅と 居住環境に関する ガイドライン」の公表

安全・安心で快適な子育てを支える住まいの普及に向けて



国立研究開発法人建築研究所 理事  
**長谷川 洋** (はせがわ ひろし)

1991年福井大学大学院建設工学科修了。1995年京都大学博士（工学）。福井大学工学部助手、国土交通省国土地理政策総合研究所住宅研究部長、同建築研究部長等を経て2025年4月より現職。

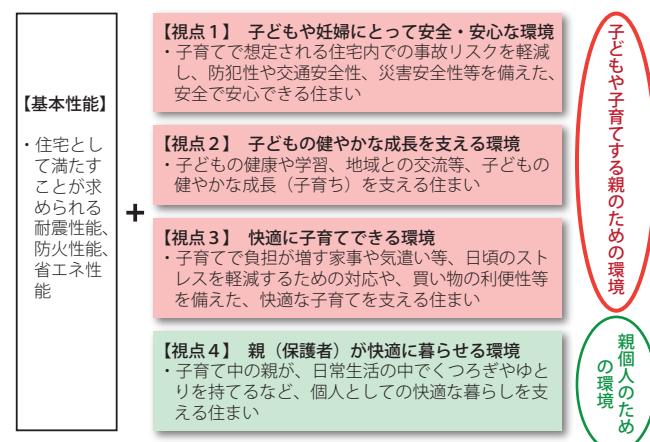
## ガイドラインの概要

少子化が進行する中で、子どもを安心して産み育てられる住まいや居住環境の確保の重要性が高まっています。そこで、国土交通省国土地理政策総合研究所では、子育て世帯にとって安全・安心で快適な住宅や住環境（以下「子育て配慮住宅」）についての計画手法についての研究成果を取りまとめた「子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン（改訂版）」（以下「ガイドライン」）を2025年（令和7年）3月に公表しました（注1）。

ガイドラインの特徴は次のとおりです。

- ① 安全・安心で快適な子育てや子どもの健やかな成長を支える住まいに求められる基本的視点として、耐震性能、防火性能、省エネ性能等の基本性能の確保に加えて、子育て・子育ちや保護者である親の快適な暮らしの観点から、図1に示す4つの視点を設定し、計画上の配慮事項のポイントを紹介しています。
- ② 住宅の空間要素である「住戸専用部分」、「共用部分（共同住宅）」、「敷地内」と、住環境の構成要素である「立地環境」、「コミュニティ・地域活動」、「子育て・子育ち支援サービス」の区分ごとに、子育て配慮住宅の整備内容・水準の技術的な考え方や目安を紹介しています。

【図1】子育て配慮住宅の計画に係る基本的視点



③ 計画上の各配慮事項の重要度の考え方について、子どもの年齢や対象とする住宅のタイプ（住宅所有関係、建てる方、構造）別に紹介しています。

## 子育て配慮住宅の配慮事項等のポイント

ガイドラインでは、表1に示す住宅の空間要素や住環境の構想要素ごとに、子育て配慮住宅の配慮事項と、整備内

容・水準の技術的な考え方等について解説しています。解説の一例として、戸建住宅の【敷地内】について、配慮事項の一例として、戸建住宅の【敷地内】について、配慮事

項のポイントと整備内容・水準の技術的な考え方のポイントを示すと図2及び表2のようになります。

【表1】住宅の空間要素及び住環境の構想要素ごとの解説項目の全体像

住宅タイプ・空間等	解説項目
住戸専用部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全般事項：間取り、床・壁の構造、壁の出隅・柱等、内装材、ドア、窓・窓サッシ、収納、コンセント、電気スイッチ</li> <li>○空間別：玄関、廊下、階段、トイレ、浴室・脱衣所・洗面所、キッチン、リビング、寝室、子ども部屋、趣味スペース、ゲストルーム、バルコニー、サンルーム、テレワークスペース</li> </ul>
敷地内（戸建住宅）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全般事項：敷地内全般</li> <li>○空間別：玄関アプローチ、庭、カーポート、宅配ボックス</li> </ul>
共用部分・敷地内 (共同住宅)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○共用部分空間別：エントランス・エントランスホール、エレベーター・エレベーターホール、共用廊下、共用階段、キッズルーム・集会所、トランクルーム、宿泊室、機械室等、防災備蓄庫、コワーキングスペース、宅配ボックス</li> <li>○敷地全般事項：敷地内全般</li> <li>○敷地内空間別：ブレイクロット・菜園・広場等、歩行者道・敷地内通路、自転車置場、駐車場・車道、ゴミ集積所</li> </ul>
立地環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害安全性：交通安全性、防犯安全性、災害安全性</li> <li>○子育ち環境：祖父母の家、子育て支援拠点、保育所・認定こども園・幼稚園、小・中学校、学童保育施設、図書館、習いごと教室、教育上ふさわしくない施設、公園・広場等、児童館・子育てひろば等</li> <li>○生活環境：公共交通機関、医療機関、買い物施設等、通勤</li> </ul>
コミュニティ・ 地域活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目的・機能別：子育て親子の交流、多世代の交流、交通安全パトロール、地域防犯活動、地域防災活動、子育ちを支える地域コミュニティ、友人・知人</li> </ul>
子育て・ 子育ち支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目的・機能別：子育て親子の交流、子育て相談、子どもの一時預かり、子育て・子育ち支援施設の供給促進、各種サービスの情報提供</li> </ul>

【図2】配慮事項のポイント〈戸建住宅：【敷地内】〉

雨の日でも車に乗降しやすい工夫をする  
子どもをベビーカーから車に乗降させやすい  
広さの駐車区画とする



(屋外の玄関脇に設置された手洗い場)

【表2】整備内容・水準の技術的な考え方のポイント〈戸建住宅：【敷地内】〉

配慮事項	目的	年齢期	技術的な考え方（概要）
①敷地内への不審者の侵入の防止対策を講じる	不審者の侵入の防止	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>○玄関の外には玄関灯を設置し、防犯上有効な明るさ（照度）を確保する</li> <li>○敷地内は、監視の目が行き届くようにする。また、監視の目を補完するため、防犯カメラやセンサーライトを設置する</li> <li>○敷地周囲の柵は、外部からも敷地内での人の行動を見通せる高さや構造（透視可能なフェンス、生け垣等）とする</li> </ul>
②玄関アプローチの床面は滑りにくい仕上げとする	転倒による事故の防止	乳児期～幼児後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○玄関アプローチの床面は、歩きやすく透水性に優れた舗装とし、表面は雨に濡れても滑りにくい仕上げ（粗面又はすべり抵抗値の高い材料を使用する等）とする</li> </ul>
③ベビーカーで利用しやすい屋外通路等の動線空間とする	外出移動の容易性の確保	乳児期～幼児後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○玄関アプローチ部分は段差のない構造とする。やむを得ず段差が生じる場合は、勾配は1/12以下（高低差が80mm以下の場合は1/8以下）、スロープの前後にはベビーカーを安全に停止できる平坦部分を確保とする</li> </ul>
④土いじりや水遊び等ができる庭を確保する	土や水に触れられる環境の確保	幼児期～小学生高学年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土いじりや水遊び等ができる庭を設ける</li> <li>○庭には手洗いできる水栓を設ける</li> </ul>
⑤カーポートは雨の日でも車に乗降しやすい工夫をする	車での外出の容易性の確保	乳児期～幼児後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○カーポートは、雨の日でも濡れずに（傘をささずに）車に乗り降りできるよう、屋根を設ける</li> </ul>
⑥子どもをベビーカーから車に乗降させやすい広さの駐車区画とする	車での外出の容易性の確保	乳児期～幼児後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○カーポートには自動車のドアが十分に開けられ、また、子どもをベビーカーから車に乗せられる（又は車からベビーカーに降ろせる）スペースを確保する</li> </ul>
⑦玄関又は門扉付近に宅配ボックスを設置する	外出時等に荷物の受け取りができる設備を設ける	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>○玄関又は門扉付近に宅配ボックスを設置する。</li> <li>○雨がかかる場所に設置し、雨がかかり部に設置せざるをえない場合は防水タイプとする。また、屋外の設置となるため、防塵タイプとする</li> </ul>

## バルコニー・窓等の高所からの転落防止対策

小さな子ども（ひとり歩きができるようになる幼児前期から好奇心が旺盛となる小学校低学年くらいまで。以上同様）は、バルコニーや高所の窓等から転落してしまい、重大事故に至る危険性があります。バルコニー・窓等の高所からの転落防止は特に重要であり、ガイドラインでも次のような対策を講じることを解説しています（図3）。

### ① バルコニーについて

#### 手すりは転落防止に効果的な構造とする

手すりは、小さな子どもがよじ登る「足がかり」のない構造とし、かつ、手すりの高さは腰壁等（腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分）の高さに合わせて、表3に示す高さを確保します。また、子どもの頭が入らないよう、手すり子の間隔は内法寸法で110mm以下とし、手すりの最下部と床面（立ち上げがある場合は立ち上げの頂部）との間は内法寸法で90mm以下とします。

なお、これらの基準は、日本住宅性能表示基準・評価基準〔9-1高齢者等配慮対策（専用部分）〕の手すりに関する評価基準の「等級5（以上）」に相当します。

#### 安全な位置に室外機置場等の設置スペースを確保する

室外機や資源用ゴミ箱等が小さな子どもの手すりをよじ登る足がかりにならないようにするために、手すりから600mm以上の距離を確保した位置に指定の設置場所を確保します。十分な距離を確保できない場合は室外機等を高さ900mm以上の柵で囲う等の対策を講じます。

### ② 窓・窓サッシについて

#### 手すりは転落防止に効果的な構造とする

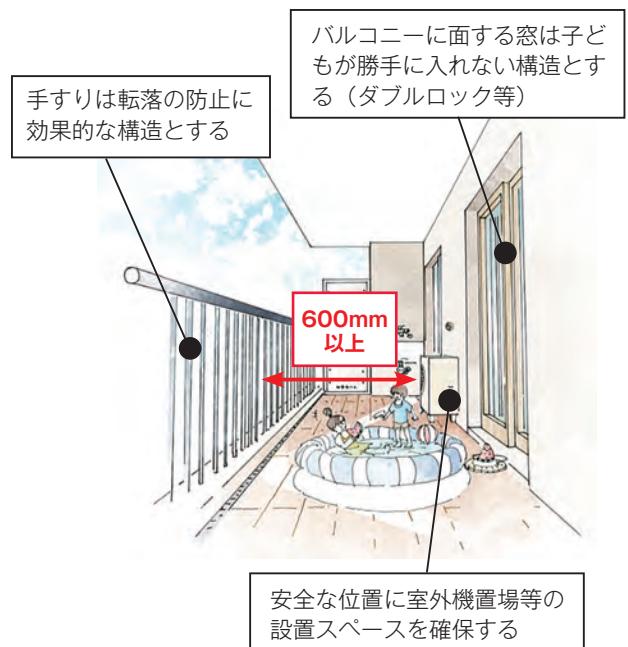
2階以上の居室の窓（バルコニーに面する窓を除く）にも、小さな子どもの乗り越え等による転落防止に効果的な手すりを設置します。手すりの高さは、窓台等（窓台その他足がかりになるおそれのある部分）の高さに合わせて、表4に示す高さを確保します。また、手すり子の間は窓台等（高さが650mm未満の場合）からの高さが800mm以内の部分では内法寸法で110mm以下とし、手すりと窓台との間隔は内法寸法で90mm以下とします。

#### ダブルロック等とする

窓は小さな子どもが勝手に開けられない構造とします。窓のクレセント錠は、ダイヤル錠とするか、小さな子どもの手の届かない高い位置（床上1,500mm程度以上）に補助錠を設置したダブルロック方式とします（写真1）。

#### 家具配置等のソフト面にも配慮する

【図3】転落防止のためのバルコニー・窓の配慮事項



【表3】バルコニーの必要な手すりの高さ

	腰壁等の頂部と床面等（床面又は式台）との距離の小さい方		
	300mm未満	300mm以上 650mm未満	650mm以上
必要な手すりの高さ	床面等から 1,100mm以上	腰壁等から 800mm以上	床面等から 1,100mm以上

【表4】窓の必要な手すりの高さ

	窓台等の高さが 650mm以上～ 800mm未満	腰壁・窓台等の 足がかりになる部分がある場合
必要な手すりの高さ	床面等から 1,100mm以上	腰壁、窓台等から 800mm

【写真1】窓サッシの2か所（1か所は小さな子どもの手の届かない高さ）に取り付けられたクレセント錠



窓からの転落防止のためには、上記のようなハード面での対策に加え、家具配置等のソフト面での配慮も重要となります。窓の付近には、乗り超え等の足がかりとなる家具などを配置しないよう配慮する必要があります。

## 配慮事項の重要度の評価

子育て配慮住宅としては、計画上の配慮事項のすべてが満たされることが理想ですが、子どもの年齢や対象とする住宅のタイプなどによって各配慮事項の必要性は異なります。そこで、各配慮事項について、子育ての安全性や快適性、子どもの健やかな成長等に及ぼす影響の大きさから、重要度ランクの考え方・設定例を提示しています。重要度は、

「A」、「B」、「C」の3段階で評価・表示しています。「A」は子育て配慮住宅として確保されていることが特に重要な項目、「B」は子育て配慮住宅として確保されていることが望ましい推奨項目、「C」は子育て配慮住宅としてニーズ等に応じて配慮することが考えられる検討項目としています。

なお、重要度の評価にあたっては、子育て世帯が居住すると考えられる標準的な住宅タイプを想定し、子どもが「乳幼児期での居住が中心（成長に伴い住み替え）」の場合、「小学生以降の時期からの入居が中心」の場合、「乳幼児期に入居し、小学生期以降も住み続ける」場合とに分け、各配慮事項の重要度ランクの設定を行っています。また、実現の難易度の観点から、新築住宅と既存住宅の活用（改修等）

【表5】各配慮事項の重要度ランクの設定例 〈住戸専有部分：【バルコニー】〉

空間 部位 対象	配慮事項	戸建住宅				共同住宅・マンション				共同住宅・賃貸アパート			
		乳幼児～		小学生～		乳幼児～		小学生～		～小学生		小学生～	
		新築	既存	新築	既存	新築	既存	新築	既存	新築	既存	新築	既存
バルコニー	①バルコニーの出入り口の段差はできる限り小さくする	A	B	B	B	A	B	B	B	A	B	B	B
	②転落防止用の手すりは効果的な構造とする	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	③安全な位置に室外機置場等の設置スペースを確保する	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	④縦樋近くのバルコニーには面格子等を設置する	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B
	⑤水遊びや家庭菜園等ができるバルコニーとする	-	-	-	-	B	C	B	C	B	C	B	C

のケースに分けて設定しています。

表5は一例として、住戸専有部分のバルコニーの各配慮事項の重要度ランクの設定例を示しています。

## マニュアルの活用に向けて

ガイドラインは、国土交通省の「子育て支援型共同住宅推進事業」等における補助対象要件（技術基準等）として現に活用されていますが、そのほか、地方公共団体、住宅事業者、居住者（子育て世帯等）において、次のような活用をいただくことが考えられます。

- ① 地方公共団体：子育て配慮住宅の供給を促進する支援制度の基準づくりのための技術情報として、また、子育て世帯向けの公営住宅等を整備するうえでの技術情報としての活用が考えられます。
- ② 事業者：子育て配慮住宅の供給に係る設計基準づくりのための技術情報としての活用が考えられます。

③ 居住者：自ら施主となって住宅を新築する場合や、住宅の購入や賃貸住宅の選択等をする場合の参考情報として活用することが考えられます。

ガイドラインの活用により、安全・安心で快適な子育てや子どもの健やかな成長を支える住まいが普及し、子育て世帯や新婚世帯等がニーズに合った住まいの選択・確保がより容易となることを期待しています。

なお、ガイドラインは、下記の国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページよりダウンロード可能です(<https://www.nilim.go.jp/lab/hbg/kosodate/guideline.html>)。有効にご活用いただければ幸いです。

### 注

- 1) ガイドラインは2018年（平成30年）12月に「案」として公表し、その後に発生した新型コロナウイルス感染症の影響下での人々の生活意識・行動の変化等を踏まえて、内容の一部を加筆等して2025年（令和7年）3月に「改訂版」として公表しました。筆者はこのガイドラインの作成者・改訂者として本執筆を担当しています。